

備えよう！「民法改正」工事請負対策は必須 3つのポイント

トラブル予防に対応する約款例

最大のポイントは

民間建設工事標準請負契約約款(乙)
(契約不適合責任) 23条1項

発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、書面をもって、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

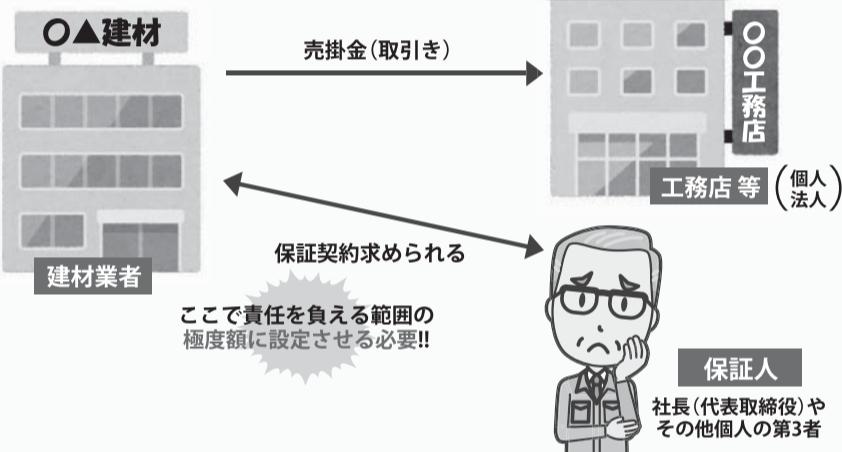
民間建設工事標準請負契約約款(乙)
(受注者の催告による解除権) 29条1項

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

POINT 3 個人の保証人を保護するため、根保証の上限額(極度額)を定めないと無効

保証(極度額の定め)

「連帯保証人は、極度額〇〇円を限度として負担する」の定めがなければ、個人根保証契約の効力が生じない。



建設業許可に係る「解体工事業」の経過措置の終了について

建設業許可に係る「解体工事業」の技術者要件については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていますが、「解体工事業」の専任技術者について、下記1.の資格区分(アルファベットコード)の場合、令和3年4月1日以降も引き続き「解体工事業」の許可を継続するためには、技術者要件を満たす必要があります。

なお、下記2.の資格区分(アルファベットコード)の場合、令和3年4月1日以降は「解体工事業」の専任技術者にはなれません。

「解体工事業」の専任技術者不在で許可要件を欠くことがないよう、十分ご注意ください。また、要件を満たした場合には、長崎県に対し、有資格区分の変更手続きが必要となります。(変更手続きにより、建設業許可に係る専任技術者の要件を満たします)

1. 経過措置終了後も技術者要件を満たせば「解体工事業」の専任技術者となることができるもの

資格区分	コード	技術者要件
1級土木施工管理技士	H 27. 年度迄の合計者数 1 C → 1 3	◆左記の資格に加え以下のいずれかを満たすこと ①合格後、「解体工事」に関する実務経験1年以上 ②登録解体工事講習の受講(★)
2級土木施工管理技士(「土木」のみ)	1 D → 1 4	
1級建築施工管理技士	2 A → 2 0	
2級建築施工管理技士(「躯体」のみ)	2 B → 2 2	
技術士 建設部門又は総合技術監理部門「建設」	4 A → 4 1	
技術士 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理建設「鋼構造及びコンクリート」	4 B → 4 2	
2級とび・とび工技能士(合格後、「とび工事」に関し3年以上の実務経験)	5 B → 5 7	合格後、「解体工事」に関する実務経験3年以上 ※H15年度以前の合格者は1年以上

★登録解体工事講習実施機関(H31.4.1現在)

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会 東京都中央区八丁堀4-1-3 電話:03-3555-2196

○一般財団法人全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 電話:042-321-1634

★登録解体工事試験実施機関(H31.4.1現在)

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会 東京都中央区八丁堀4-1-3 電話:03-3555-2196

2. 経過措置終了後は「解体工事業」の専任技術者となることができないもの

資格区分	コード	技術者要件
1級建設機械施工技士	1 A	
2級建設機械施工技士(第1種~第6種)	1 B	
2級土木施工管理技士(薬液注入)	1 E	
技術士 農業「農業土木」・総合技術監理農業「農業土木」	4 C	
技術士 水産「水産土木」・総合技術監理水産「水産土木」	4 D	
技術士 森林「森林土木」・総合技術監理森林「森林土木」	5 A	
地すべり防止工事	6 A	
技能士(型枠施工)	6 B	
技能士(ウェルポイント施工)	6 C	
技能士(コンクリート圧送施工)	7 A	経過措置終了後は解体工事業の専任技術者になれない

POINT 1 契約不適合の3パターン

約定違反型

請負契約で明確に決められた内容等の施工がされていない場合。
したがって契約書、仕様書、見積書、設計図書、打合せメモがどのように記載されているかが、改正民法施行後は大変重要になる。

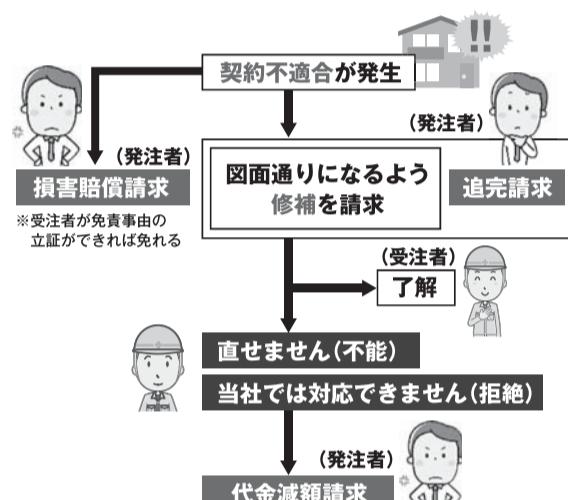
施工精度型

一般的な施工水準となっていない場合。出来上がったものが仕様書やカタログ(双方で記載した性能や設備、設置個所、寸法通りかどうか、使用材が図面に記載された寸法になっているか、省エネや耐震性能をみたしているか、壁の塗装色がカタログとおなじかなど)と一致しない。

法律違反型

約款に記載されていないが、世間一般として守られることが当たり前の基準が、守られていない。(建築基準法・同施工令や告示、瑕疵担保保険会社の設計施工基準、フラット35などの融資を受ける場合の条件となる設計施工基準など)

契約不適合発生時のフローチャート



修補要求
発注者はまず「ちゃんと補修して完成させてください(履行してください)」という「追完(修補)請求」を受注者に行なうのが一般的と考えられる。発注者が「損害賠償を請求」をした場合には、受注者自らが、契約不適合が発生した責任が自分に無いことを立証することにより責任を免れる。

代金減額の要求

発注者は相当の期間を定めて受注者に修補するよう催告し、期間内に正されない場合に、注文者は受注者に代金減額請求(修補費用相当分等)をすることができる。なお双方で契約不適合の補修を望まず代金減額で合意した場合も可。

発注者からの過剰な要求には!(クレーマー対策)

現行民法634条 = 改正民法412条の2

発注者の過剰な要求通りに行なうと修補に過分の費用を要するときの、修補要求の制限を定めた634条は削除になるが、改正民法412条の2において、「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるとき」を活用して反論できる。

POINT 2 口頭での契約だと

契約不適合(瑕疵担保)責任期間が5年10年に契約書・保証書を交わして期間短縮を!



リフォームも同じ!

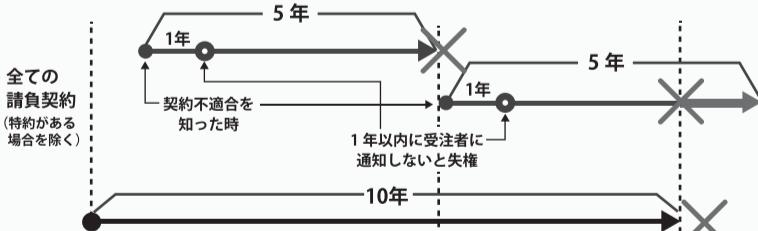
担保責任期間に関する規定の改正

契約不適合を知った時から5年、引渡しから10年

改正民法

・注文者が契約不適合を知った時から5年以内(注文者が契約不適合を知らない状態が続ければ引渡時から10年以内)であれば、請負人に対して、修補等の契約不適合に関する責任追及が可能となる。

※住宅品確法による新築住宅の構造耐力上主要な部分等に関する10年の責任期間は変更なし



現行法

現行法の請負契約では、基本1年・木造住宅は引渡しから5年たつと瑕疵担保責任を請求する発注者の権利が自動的になくなる。

責任期間を短くする約款が必要

民法の規定は任意規定なので、契約書で定めた期間が優先される。

民間建設工事標準請負契約約款(乙) (契約不適合責任期間等) 35条1項

発注者は、引き渡された工事目的物に関して、第十八条第二項に規定する引渡しを受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

新型コロナウイルス 各支援策及び現場等における予防対策

国・各自治体による主な個人支援策

※詳しい相談は各相談窓口へ

状況	政策	内容	相談窓口	状況	政策	内容	相談窓口
収入の減少	特別定額給付金	全国民に所得制限なしで10万円を給付	特別定額給付金 コールセンター 03・5638・5855	感染していないが仕事を休まざるを得なくなった 失業、もしくは失業に近い場合	雇用調整助成金 (休業手当と関連)	企業都合で休む場合に支払われる休業手当(賃金6割以上)の一部を助成	各地の労働局かハローワーク
	持続化給付金	売り上げの減った個人事業主へ最大100万円を給付	持続化給付金事業 コールセンター 0120・115・570		小学校休業等対応支援金	子どもの休校により休む場合の助成金	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター 0120・60・3999
	生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金)	最大20万円の生活資金を無利子で貸し付け	各市町の社会福祉協議会		雇用保険の失業給付	仕事を探す間に離職前賃金の一定割合を給付	各地のハローワーク
	高等教育修学支援制度	保護者の収入が減少した学生に授業料減免や給付型奨学金	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570・666・301		未払賃金立替払制度	倒産した勤め先から受け取っていない未払い賃金と退職金の8割を給付	労働者健康安全機構の未払賃金立替払相談コーナー 044・431・8663
感染した場合	労災保険の休業補償	通勤途中の感染なら平均賃金の8割程度を補償	各地の労働基準監督署か労災保険相談ダイヤル		生活福祉資金貸付制度 (総合支援資金)	最大60万円まで無利子で貸し付け、事情によっては返済免除の特例も	各市町の社会福祉協議会
	健康保険などの傷病手当金	業務外のけがや病気で休んだ場合、月給の日額の3分の2程度を支給	健康保険組合や全国健康保険協会		住居確保給付金	家賃を補助(収入減にも対象を拡大)	各市町の当該窓口

持続化給付金(法人、個人事業者)

●持続化給付金とは?

感染症拡大により、売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方に、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を支給

●給付額(上限額)

法人 200万円 個人事業者 100万円

●給付対象者

(1)2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思があること。
(2)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

●申請方法 電子申請(パソコン、スマートフォンなど)が基本

●申請締切 令和3年1月15日まで

●給付は1回限り

持続化給付金は令和2年分の収入として申告の必要があります

●お問い合わせは

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

申請の流れ(概略)

- ①持続化給付金のホームページへアクセス ※「持続化給付金」で検索
- ②申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]
- ③入力したメールアドレスにメールが届いていることを確認して、[本登録]へ
- ④ID・パスワードを入力すると [マイページ] が作成されます。
基本情報、売上額、口座情報 を入力
- ⑤必要書類を添付

2019年の確定申告書類の控え、売り上げ減少となった月の売上台帳等の写し、身分証明書の写し(※スマートフォンなどの写真画像でもOK)

↓
申請

↓

持続化給付金事務局で申請内容を確認

申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡がります

↓

通常2週間程度で、給付通知書を発送/ご登録の口座に入金

現場等における感染症予防対策

3密を回避しよう!

- ①換気の励行(打合せ時、作業時、休憩時、車内など)
- ②換気設備の点検実施
- ③他の人との距離を2m以上に保つ
- ④休憩時間をずらして部屋の密度を下げる
- ⑤会議・打合せの内容見直し
(要点をまとめる、手短な挨拶、人数調整)



衛生管理を徹底しよう!

- ①手洗い・うがい・マスク着用の励行
- ②現場入場前の検温(37.5°C以上の場合は入場禁止)
- ③アルコール消毒液の設置と不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒
- ④作業従事者の健康状態を把握
- ⑤基本的生活習慣の指導
(喫煙、暴飲暴食、睡眠不足などの見直し)



報告・連絡体制を万全にしよう!

- ①連絡体制の整備
(指揮系統の確立、報告の義務化など)
- ②発注者との円滑なコミュニケーションを心がける
- ③IT機器の活用(Web会議、遠隔臨場など)
- ④管轄の公的相談窓口の把握(保健福祉事務所など)



特定健診を受けられる方へ

連日、新型コロナウイルスの感染拡大が報道される中、医療機関より注意事項として、以下①～③に該当する方に限り、人間ドック・特定健診の受け入れを行う旨の連絡がありました。

① 受診予定日より最低2週間、長崎県内に滞在している方
 ② 感染疑いのある症状（風邪症状・呼吸器症状・発熱など）がない方
 ③ コロナウイルス感染者あるいは疑いがある方

①～③に該当しない方は、直接医療機関へご相談をして下さい。


巡回健診の日程について

先にお知らせしております巡回健診の日程につきまして、コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記のとおり一部日程を中止とさせていただきます。また、後半の日程（※）は、現時点では実施予定にしておりますが、状況次第では中止となる可能性がございます。

お申込み頂いた方につきましては、国保からご本人様にご連絡差し上げます。

巡回健診実施日	会場	実施中止・予定
6月7日(日)	時津北部コミュニティセンター	中止
6月28日(日)	諫早市健康福祉センター	
7月12日(日)	平戸文化センター	
7月26日(日)	建設長崎佐世保東支部	
8月2日(日)	佐々町文化会館	
※9月6日(日)	建設長崎大村支部	現時点では、実施予定ですが、中止になる可能性があります。
※9月13日(日)	島原市有明総合文化会館 (グリーンウェーブ)	お申込みの際、お伝え頂きます様宜しくお願い致します。
※10月18日(日)	時津北部コミュニティセンター	
※10月25日(日)	中里皆瀬地区公民館	

保険料(賦課区分)の変更申請

忘れていませんか??

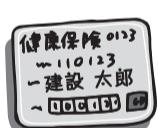
近年、現場で建設業許可の必要性が高まり、取得されている方々が増えています。また、高齢の為、廃業届を提出されている方も見受けられます。

長建国保では…

- 建設業等許可事業主になった場合
- 建設業等許可事業主ではなくなった場合
- 事業（請負等）をしなくなった場合

保険料の賦課区分が変更になります。

★建設業許可の取得や、廃業等あった場合は、所属支部までご連絡下さい。

**治療を受けるときの注意点**

- 負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険等は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は組合へ連絡して下さい。
- 療養費は、本来「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取り扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院等の窓口では、病院・診療所にかかりたときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- 「受領委任」の施術を受けたときは、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に患者の署名が必要となります。受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し署名して下さい。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので注意して下さい。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考慮られますので、医師の診察を受けましょう。
- 施術を受けた際、窓口支払いの領収証が発行されます。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。
- 柔道整復師の施術に要した費用（療養費）は、被保険者皆様の保険料から支払われます。皆様が健康保険の適用範囲を正しく理解し適切に受診することが医療費の適正化にもつながります。
- また、適切に請求等が行われているか、請求内容等に誤りがないか確認するため、施術を受けた方に照会せさせていただく場合があります。施術を受けた時には、負傷部位、施術内容、施術日等の記録・領収証など保管いただき照会の際には協力をお願いします。

特定健診のご案内と受診券を郵送しました

受診券の他に①「特定健診実施機関一覧表」②「質問票」③「巡回健診申込書」④「特定健診受診券」を同封していますので是非ご覧下さい。

**人間ドックの申込について（お願い）**

新型コロナウイルス感染拡大にあたり、人間ドックの診断項目である肺機能検査・胃内視鏡検査は検査の性質上飛沫の飛散が多く発生し、感染リスクが伴われるため、中止している医療機関が一部ございます。よって、医療・公衆衛生上の観点から当分の間、人間ドックの申込をお控え頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

尚、既に人間ドックの申込をしていただいている方につきましては、従来どおり受診予定となっておりますが、変更がある場合は直接ご本人様へご連絡いたします。

お手数をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

長建国保だより**旧被保険者証の返却について**

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年3月に被保険者証を郵送させていただきました。旧被保険者証を所属支部に返却していただくようお願いしておりますが、次表①～⑥に該当される方は所定の届出、または書類の提出が必要となります。

所属支部には毎年配布しております常備薬セットをご用意しておりますので7月末までには旧被保険者証の返還、諸手続等で所属支部に来所していただきますようお願いいたします。

該当事項	提出いただく書類等
① 扶養家族（家族被保険者）で、組合員の令和1年分確定申告書内で『配偶者控除』や『扶養控除』に該当していない方 （『配偶者控除』・『扶養控除』該当の方は書類不要です。）	収入等がわかる書類（その方の源泉徴収票の写しなど） ※郵送済の更新案内書をご参照下さい。 ※『配偶者特別控除』に該当される方も書類により確認させていただきます。
② 組合員世帯の居住地を離れて大学等に就学、または新たに居住地を離れて大学等に進学する方	学生証の写し、または在学証明書 ※印鑑をご持参下さい。
③ 組合員世帯の居住地を離れて施設等に入所している方、または新たに入所する方	施設入所等証明書 ※印鑑をご持参下さい。
④ ②・③以外の理由で居住地を離れる方 ※転入先の国民健康保険に該当します。	当組合の被保険者証 ※印鑑をご持参下さい。
⑤ 就職し健康保険証の交付を受ける方	当組合の被保険者証と就職先の健康保険証の写し ※印鑑をご持参下さい。
⑥ 被保険者証記載の住所、氏名に変更があった方	当組合の被保険者証と住民票謄本 ※印鑑をご持参下さい。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける皆様へ

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

対象となる負傷

- 健康保険が使える場合**
- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）
 - 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはつきりしているとき。
- 【主な負傷例】**
- 日常生活やスポーツ中に転んで膝を打つたり、足首を捻つたりして急に痛みがでたときなど。

- 医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象にならないものの例**
- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
 - 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
 - 保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
 - 労災保険が適用となる仕事中や通常途上での負傷。